

生活保護費の不正受給に係る逮捕について

生活保護受給者の不正受給が詐欺罪に当たるとして、中福祉保健センターが告訴状を提出していた事例について、加賀町警察署が元受給者を逮捕しました。

1 逮捕に係る概要

被疑者：50代男性

容疑：詐欺容疑（生活保護費不正受給）

逮捕日：平成28年11月14日

2 告訴内容

告訴日：平成26年11月19日

被害額：約215万円

内容：生活保護費受給中に断続的に1年以上にわたり、就労等の収入があったにもかかわらず、無収入申告や過少申告を繰り返し、保護費を不正に受給していました。

不正受給期間：平成22年8月5日から平成25年10月3日まで

3 今後の見込み

警察による取調べの後、検察へ送致し、検察は起訴か不起訴かの判断を行います。

起訴後は、裁判により審理されます。

4 生活保護の不正受給に対する今後の対応

不正受給の未然防止・早期発見のため、引き続き関係機関への調査の徹底や被保護者への収入申告義務の周知に努めます。

特に悪質な不正受給事案に対しては刑事告訴も視野に入れた検討を行う等の厳格な対応をしていくことで、生活保護制度に対する信頼の確保に努めます。

5 根拠法

(届出の義務)

生活保護法 第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。

(費用等の徴収)

生活保護法 第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があつたときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

(詐欺罪)

刑法 第246条 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

お問合せ先

中区生活支援課	生活支援担当課長	松迫 洋昭	TEL 045-224-8274
健康福祉局生活支援課	指導・適正化対策担当課長	大井 一広	TEL 045-671-2434